

保育料等に係る寡婦（夫）控除のみなし適用の実施について

1 寡婦（夫）控除のみなし適用制度

「寡婦（夫）控除」は税における制度で、個人住民税においては、配偶者と死別（生死不明の場合を含む、以下同じ。）または離婚した後、婚姻をしていない者で扶養親族または生計を一にする子がいる場合などに、一定の金額を所得から控除する制度である。

税額などを基に地方自治体が独自で算定している保育料などについて、寡婦（夫）控除を婚姻歴のないひとり親家庭にも適用するものが寡婦（夫）控除のみなし適用制度である。

2 制度導入の必要性

寡婦（夫）控除は税法上、配偶者との死別または離婚が要件であることから、婚姻歴のないひとり親家庭は、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、子育てに関連するサービスの利用料などの算定などにおいて、負担額が高くなる場合がある。

これまで目黒区では特別の対応を行ってこなかったが、両者の間には、ひとり親家庭であるという点では異なることはなく、また、ひとり親家庭は総じて所得が低いという状況もあることから、婚姻歴のないひとり親家庭についても、寡婦（夫）控除のみなし適用を行うことで負担の公平化を図り、子育て支援策を拡充することとする。

なお、対象としている事業は異なるが、何らかの寡婦（夫）控除のみなし適用を行っている区は16区となっている（平成28年7月現在）。

3 実施内容

(1) 適用対象事業

児童保育保育料、母子生活支援施設入所者負担金、入院助産施設入所者負担金、保育園保育料、幼稚園及びこども園保育料

(2) 対象者

所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請時点において、次のア～ウのすべてを満たす者。

ア 学童保育・母子生活支援施設・入院助産施設・保育園・幼稚園又はこども園を利用する(利用しようとする)子がいる婚姻歴のない母又は父。(入院助産施設の場合、胎児も子とみなす。)

イ アの子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の扶養親族となっていない者。

ウ 父または特定寡婦の場合は、合計所得金額が500万円以下の者。

※婚姻届はなく現に事実上の婚姻と同様の事情にある者、税法上の寡婦（夫）控除を受けている者は対象外。

(3) 控除額及び所得制限

控除の種類	控除額		所得制限
	所得税	住民税	
寡婦	27万円	26万円	所得制限なし
寡婦〔特定〕	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
寡夫	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下

※ 所得税法や地方税法等に基づく寡婦（夫）控除と同じ控除額・所得制限とする。

(4) 申請根拠

適用事業の規則・要綱等の制定又は改正を行い、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。

(5) 実施年月日

平成 29 年 10 月 1 日（平成 29 年 4 月 1 日に遡る。）

(6) 周知方法

遡及適用による減額該当者のみ個別に通知するほか、区ホームページ等で周知する。

4 今後の予定

10 月 1 日 改正規則・要綱などの施行（4 月 1 日に遡って適用）
区ホームページ等で周知

以 上